

【表紙】

| | |
|------------|-------------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2026年6月9日提出 |
| 【計算期間】 | 第1期(自 2025年3月28日至 2026年3月10日) |
| 【ファンド名】 | プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド2025-03（限定追加型） |
| 【発行者名】 | S O M P Oアセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 山口 力 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区日本橋二丁目2番16号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 布施 雅子 |
| 【連絡場所】 | 東京都中央区日本橋二丁目2番16号 |
| 【電話番号】 | 03-5290-3400 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

投資信託証券を通じて信託財産の成長を図ることを目指します。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

一般社団法人資産運用業協会が定めるファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） |
|---------|--------|---------------------------|
| 単位型 | 国内 | 株式 |
| 追加型 | 海外 | 債券 |
| | 内外 | 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合 |

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類の定義>

| 項目 | 該当する商品分類 | 内容 |
|---------------|----------|--|
| 単位型・追加型 | 追加型 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。 |
| 投資対象地域 | 海外 | 目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資対象資産（収益の源泉） | 株式 | 目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|----------------|--------------------|----------------------------|--------------|-----------|
| 株式 | 年1回 | グローバル | ファミリーファンド | あり () |
| 一般 | 年2回 | 日本 | ファンド・オブ・ファンズ | なし |
| 大型株 中小型株 | 年4回 年6回 (隔月) | 北米 | | |
| 債券 | 年12回 (毎月) | 欧州 アジア オセアニア | | |
| 一般 公債 社債 | 日々 その他 () | 中南米 アフリカ 中近東 (中東) | | |

| | | | |
|---|--------|--|--|
| その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(資 産複合(スワップ取 引、債券一 般))) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型 | エマージング | | |
|---|--------|--|--|

(注1) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) ファンド・オブ・ファンズの場合、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資をします
 ので、商品分類表と属性区分表の「投資対象資産」は異なります。

(注3) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載し
 ております。

<属性区分の定義>

| 項目 | 該当する 属性区分 | 内容 |
|--------|--|---|
| 投資対象資産 | その他資産 (投資信託証券 (資産複合(ス ワップ取引、債 券一般))) | 目論見書又は信託約款において、投資信託証券を通じて、 主としてスワップ取引および債券に投資する旨の記載があ るものをいいます。なお、スワップ取引の実質投資対象は 株式のオプション取引であり、ファンドの収益は株式市場 およびオプション市場の動向に左右されるものであるた め、商品分類上の投資対象資産(収益の源泉)は「株式」 となります。 |
| 決算頻度 | 年1回 | 目論見書又は信託約款において、年1回決算する旨の記載が あるものをいいます。 |
| 投資対象地域 | 北米 | 目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益 が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをい います。 |
| 投資形態 | ファンド・ オブ・ファンズ | 一般社団法人資産運用業協会が定める「投資信託等の運用 に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファン ズをいいます。 |
| 為替ヘッジ | 為替ヘッジなし | 目論見書又は信託約款において、為替のヘッジを行わない 旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がな いものをいいます。 |

ファンドに該当しない商品分類、属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホーム
 ページ (<https://www.imaj.or.jp/>) をご参照ください。

<ファンドの特色>

ファンドの目的

信託財産の成長を目指します。

ファンドの特色

1 「プロテクト水準毎年設定型・米国株式戦略」のパフォーマンスを享受することで、信託財産の成長を目指します。

- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

・「プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド(3月末ロール型)(適格機関投資家向け)(以下、「投資先投資信託証券」といいます。)」を主要投資対象とします。

プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド(3月末ロール型)(適格機関投資家向け)

- 投資先投資信託証券においては、パークレイズ・バンク・ビーエルシー(英国パークレイズ銀行)が提供する「プロテクト水準毎年設定型・米国株式戦略」のリターン(損益)を享受する担保付スワップ取引[®]を行います。

なお、担保付スワップ取引とは別に、主に国内の短期金融資産等に投資を行います。

※担保付スワップ取引とは、実際に対象資産を保有していなくても、相手方(主に金融機関)に対して金利等を支払う代わりに、対象資産のパフォーマンスを受け取るスワップ契約を締結することで、実質的に投資を行っているのと同等の投資効果を楽しむことができる取引のことです。

「プロテクト水準毎年設定型・米国株式戦略」とは

- ▶ 毎年基準日から1年間の損失の最大値を一定の水準以内になるように抑えつつ、米国株式市場の上昇を安定的に享受することを目指します。

- 「米国株式リスクコントロール戦略」を原資産とした満期1年間のコールオプションの買いポジションを1年毎に継続的に構築します。
 - ・コールオプションの想定元本は、原則として、ポジションを構築する際の投資先投資信託証券の純資産総額に対しておよそ100%になります。

コールオプションとは

- ・コールオプションとは、特定の価格(権利行使価格と呼ばれます)で、原資産(対象資産)を、将来の特定期日(満期日等)に「買う権利」です。
- ・オプション取引は、資産そのものではなく、権利を売買することが特徴です。
- ・コールオプションの買い手は、対価としてプレミアム(オプション料)を支払います。
- ・コールオプションの買い手は、特定期日に原資産の価格が権利行使価格よりも上昇した場合、権利行使することで「上昇分-プレミアム分」の利益を得ることが出来ます。特定期日に原資産の価格が権利行使価格よりも下落した場合、権利行使放棄することで、損失はプレミアム分に限定されます。

＜「米国株式リスクコントロール戦略」とは＞

- ▶ 米国株式先物を実質的な投資対象とします。
- ▶ ボラティリティ(変動率)年率12.5%を目指し、投資量の調整を行います。

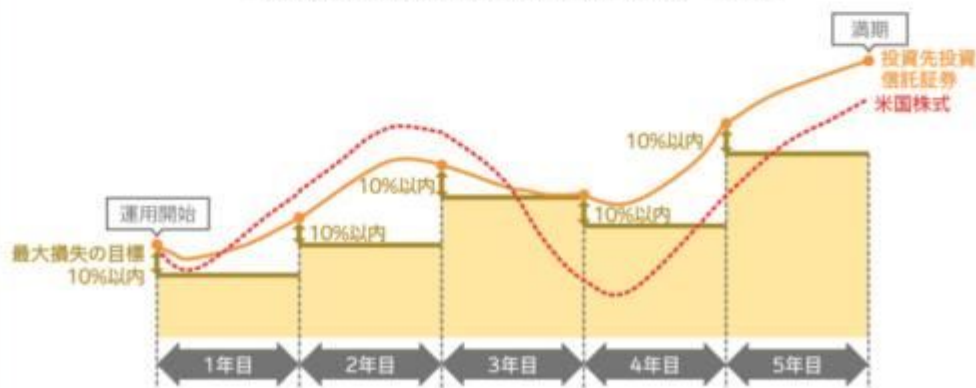
- 米国株式先物を実質的な投資対象とします。
- 変動率が年率12.5%となるように、投資量を0%から210%までの範囲内で機動的に調整し、米国株式市場のパフォーマンスを安定的に享受することを目指します。投資量が100%超となる際はレバレッジを利用しますので、レバレッジを利用しない場合に比べて、多額の損失が発生する場合があります。



- 実質組入外貨建資産は米国株式先物から生じる損益部分等のみとなります。米国株式先物から生じる損益は米ドル売り/円買いの為替取引をした場合の投資成果を日々反映しますので、為替変動リスクは限定されます。

- コールオプションを活用することで、米国株式市場が大きく下落した場合においても、1年間のオプション期間中の投資先投資信託証券におけるファンドパフォーマンス(信託報酬を含む費用控除前)の最大損失を10%以内に抑制することを目指します。
- 権利行使価格は市場動向等に応じ、ポジションを構築する度に変わります。
- 支払いオプション料は1年毎に「10%+円短期金利運用利回り」※となります。
※担保付スワップ取引とは別に投資する国内の短期金融資産等の利回りを加算するため、投資先投資信託証券としての最大損失の目標を10%以内としています。

＜投資先投資信託証券および当戦略のイメージ図＞



※上記はあくまでイメージ図であり、投資先投資信託証券が必ず米国株式を上回る運用成果となることを約束するものではありません。また、市場環境等により、必ずしも最大損失10%以内とならない場合がありますのでご注意ください。

・パークレイズについて

パークレイズは、英国を本拠とし、世界中で個人向け銀行業務や各種支払いサービスを提供するほか、フルサービスの法人向け銀行業務および投資銀行業務を提供する金融機関です。

・パークレイズ・バンク・ピーエルシーについて

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、持ち株会社パークレイズ・ピーエルシーの完全子会

社です。 バークレイズ・バンク・ピーエルシーの主要な事業は“コーポレート・アンド・インベストメント・バンク” および“コンシューマー・カード・アンド・ペイメント”により構成されます。

・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク

ホールセール・バンキング商品およびサービスを法人および機関投資家に対して提供しています。

・コンシューマー・カード・アンド・ペイメント

独自ブランドおよび提携ブランドによる消費者向けクレジットカード、貸付の提供、プライベートバンク事業、投資サービスおよび資産管理サービス等の提供を行っています。

・バークレイズ・バンク・ピーエルシーの格付け

格付投資情報センター(R&I)：A+

2026年3月末時点

発行体格付けを使用



当ファンドは限定追加型です。

購入のお申込みは2025年3月28日までの間に限定して受付けます。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

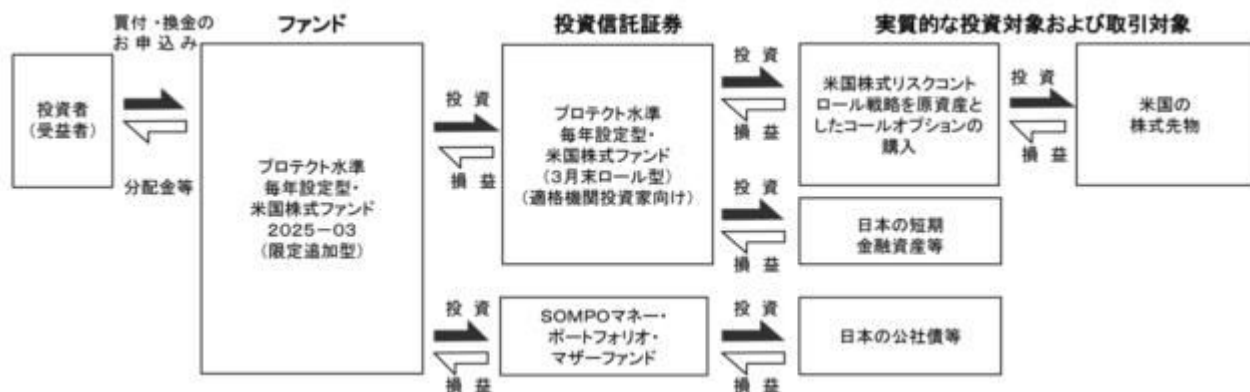
(2) 【ファンドの沿革】

2025年3月28日 信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

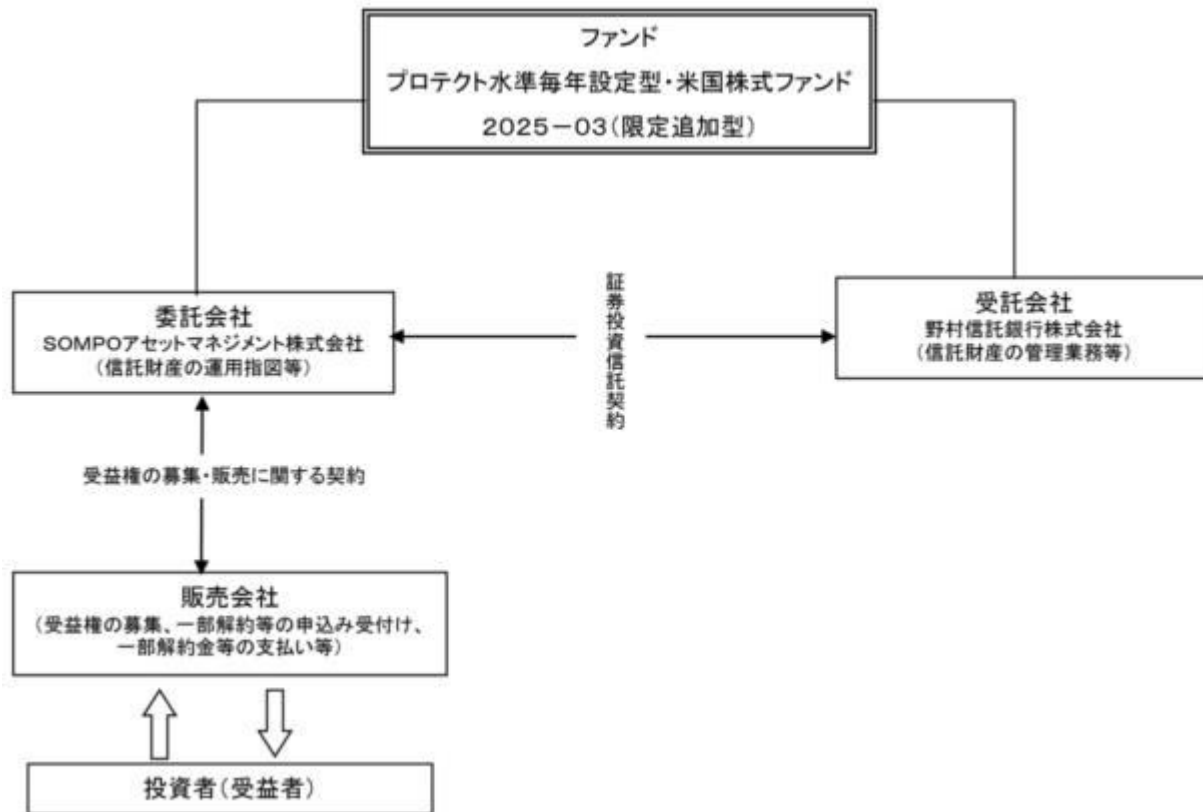
ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」です。「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、主として複数の他の投資信託（ファンド）を組み合わせることにより運用を行います。



「プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド（3月末ロール型）（適格機関投資家向け）」は担保付スワップ取引への投資を通じて、バークレイズ・バンク・ピーエルシー（英国バークレイズ銀

行）が提供する「プロテクト水準毎年設定型・米国株式戦略」のリターン（損益）^{*}を享受します。
^{*}リターン（損益）につきましては、「プロテクト水準毎年設定型・米国株式戦略」に関する費用等を控除したものとなります。

ファンドの関係法人図



ファンドの関係法人

- () 委託会社または委託者：SOMPOアセットマネジメント株式会社
 ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。
- () 販売会社
 委託会社との受益権の募集・販売に関する契約に基づき、ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、取引報告書等の交付等を行います。
- () 受託会社または受託者：野村信託銀行株式会社
 委託会社との証券投資信託契約に基づき、ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金および償還金の交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。

委託会社等の概況

- () 資本金の額 1,550百万円 (2026年3月末現在)
- () 委託会社の沿革
 1986年 2月25日 安田火災投資顧問株式会社設立

| | | |
|-------|-------|--|
| 1987年 | 2月20日 | 投資顧問業の登録 |
| 1987年 | 9月9日 | 投資一任業務の認可取得 |
| 1991年 | 6月1日 | プリンソン・パートナーズ投資顧問株式会社と合併し、安田火災プリンソン投資顧問株式会社に商号変更 |
| 1998年 | 1月1日 | 安田火災グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更 |
| 1998年 | 3月3日 | 安田火災グローバル投信投資顧問株式会社に商号変更 |
| 1998年 | 3月31日 | 証券投資信託委託業の免許取得 |
| 2002年 | 7月1日 | 損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に商号変更 |
| 2007年 | 9月30日 | 金融商品取引業者として登録 |
| 2010年 | 10月1日 | ゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社に商号変更 |
| 2020年 | 4月1日 | SOMPOアセットマネジメント株式会社に商号変更 |

()大株主の状況（2026年3月末現在）

| 名称 | 住所（所在地） | 所有株式数 （株） | 持株比率 （％） |
|-------------------|-------------------|--------------|-------------|
| SOMPOホールディングス株式会社 | 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号 | 24,085 | 100.0 |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指します。

b. 運用方針

投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

投資態度

- () 主として「プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド（3月末ロール型）（適格機関投資家向け）」および「SOMPOマネー・ポートフォリオ・マザーファンド」の投資信託証券に投資を行い、信託財産の成長を図ることを目指します。
- () 原則として、「プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド（3月末ロール型）（適格機関投資家向け）」投資信託証券の投資比率は高位を維持することを基本とします。
- () 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- () 資金動向、市況動向、残存信託期間、その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの運用の基本方針に基づき、投資対象とする投資信託証券の具体的な投資先を重視して「プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド（3月末ロール型）（適格機関投資家向け）」および「SOMPOマネー・ポートフォリオ・マザーファンド」を選定しました。

(2)【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- イ．有価証券
- ロ．金銭債権

八．約束手形

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。））ならびに投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.の証券または証書の性質を有するもの
- 3．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- 4．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 5．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとしします。

別に定める投資信託証券とは次のものをいいます。

国内籍投資信託 プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド（3月末ロール型）（適格機関投資家向け）

親投資信託 SOMPOマネー・ポートフォリオ・マザーファンド

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

主要投資対象の投資信託証券の概要

| | |
|---------------|---|
| 名 称 | プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド(3月末ロール型)(適格機関投資家向け) |
| 形 態 | 国内籍私募投資信託(円建て) |
| 主 な 投 資 対 象 | オンバランスでは短期金融資産等を主要投資対象とします。 オフバランスでは担保付スワップ取引(円建て)(以下、「スワップ取引」といいます。)を主要投資対象とします。 |
| 運 用 の 基 本 方 針 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当ファンドはスワップ取引^{*1}への投資を通じて、パークレイズ・バンク・ビーエルシー(英国パークレイズ銀行)が提供するプロテクト水準毎年設定型・米国株式戦略(以下「米国株式プロテクト戦略」)の投資成果を享受することを目指します。 *1. 本書類作成日現在において、スワップ取引相手先はパークレイズ・バンク・ビーエルシー(英国パークレイズ銀行)になります。 ・ 米国株式プロテクト戦略は、毎年基準日から1年間の損失の最大値を一定の水準以内になるように抑えつつ、米国株式市場の上昇を安定的に享受することを目指す戦略です。 ・ 米国株式プロテクト戦略は米国株式リスクコントロール戦略を原資産とした満期1年間のコールオプションの買いポジションを1年毎に継続的に構築する戦略です。コールオプションの想定元本は、原則として、ポジションを構築する際の当ファンドの純資産総額対しておよそ100%になります。行使価格は市場動向等に応じ、ポジションを構築する度に変わります。 ・ 米国株式リスクコントロール戦略は米国株式先物を実質的な投資対象とし、変動率が年率12.5%となるように投資量を0%から210%までの範囲内で機動的に調整することで、米国株式市場のパフォーマンスを安定的に享受することを目指します。また日次で米国株式先物から生じる損益を円転することで為替変動の影響を抑えることを目指します。 ・ コールオプションを活用することで、米国株式市場が大きく下落した場合においても、1年間のオプション期間中のファンドパフォーマンス^{*2}の最大損失を10%以内に抑制する事を目指します。 *2. 信託報酬を含むファンドで生じる費用控除前のパフォーマンスを意味します。 ・ 原則として、スワップ取引の想定元本の信託財産の純資産総額に対する比率は高位を保ちます。 ・ スワップ取引の評価損益等のエクスポージャーに対応し、日次でスワップ取引相手先と担保の授受を行います。スワップ取引相手先のエクスポージャー(無担保エクスポージャー)の純資産総額に対する割合は原則として10%未満になるように管理します。 ・ 現金部分は、主に国内の短期金融資産等に投資します。 ・ 市場動向や当ファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 |

| | |
|-------------|---|
| 主 な 投 資 制 限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 外貨建資産への投資は行いません。 ・ 株式への投資割合には制限を設けません。 ・ デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。 ・ 一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 ・ デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。 ・ 投資信託証券(上場投資信託を除きます。)への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 |
|-------------|---|

| | |
|------------|---|
| 決 算 日 | 原則、毎年1月10日(休業日の場合は翌営業日) |
| 信 託 報 酬 | 純資産総額に対して年率0.231%(税抜0.21%) ※上記の信託報酬等は、本書類作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。 |
| その他の費用・手数料 | 以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 <ul style="list-style-type: none"> ■ スワップ取引が内包する資産の取引コスト及びリバランスコスト ■ スワップ取引の一部または全部解約費用 ■ ファンド監査費用 ■ 有価証券取引に伴う手数料等(売買委託手数料、保管手数料等) ■ 法令で定める価格等調査にかかる費用 ■ 信託財産に関する租税 ■ 信託事務の処理等に要する諸費用 ■ 受託者の立替えた立替金の利息、現金担保を受け入れた場合の利息等 ※上記の各項目について消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)がかかる場合には、当該消費税等を含みます。その他の費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。 |
| 信託財産留保額 | 解約申込受付日の翌営業日の基準価額に対し0.30%を乗じた額。 ただし、解約申込受付日が信託期間内の毎年3月における最後の解約申込受付可能日の場合、信託財産留保額を課しません。 |
| 申込・解約手数料 | ありません。 |
| 委 託 会 社 | パークレイズ投信投資顧問株式会社 |

※ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

| | |
|---------|---|
| 名 称 | SOMPOマネー・ポートフォリオ・マザーファンド |
| 形 態 | 国内籍親投資信託(円建て) |
| 運用の基本方針 | わが国の公社債等(残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券)に投資を行い、安定した収益の確保を目指して運用を行います。 |

| | |
|--------|---|
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式への投資は、転換社債の転換及び転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得したものに限るものとし、投資割合は信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・ 外貨建資産への投資は行いません。 ・ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 |
|--------|---|

| | |
|-----------|---------------------|
| 設 定 日 | 2021年2月26日 |
| 信 託 期 間 | 無期限 |
| 決 算 日 | 原則として、毎年3月8日 |
| 信 託 報 酬 等 | ありません。 |
| 申込・解約手数料 | ありません。 |
| 委 託 会 社 | SOMPOアセットマネジメント株式会社 |
| 受 託 会 社 | 野村信託銀行株式会社 |

(3) 【運用体制】

（運用体制）

総合投資会議は、ファンドの運用方針の分析と決定を行います。

各資産投資戦略会議は、総合投資会議の運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、各運用担当部が運用計画を策定します。

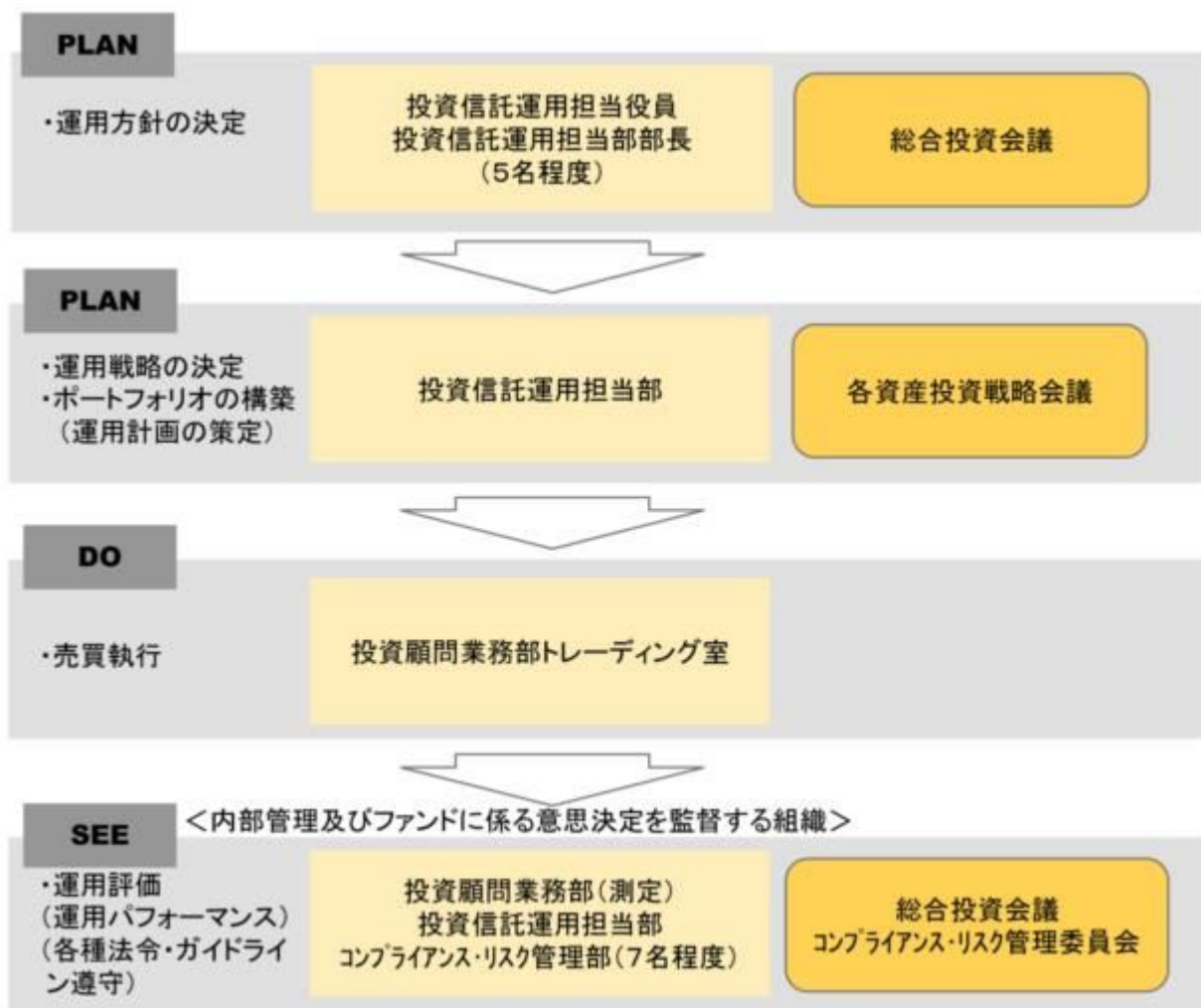
各運用担当部で策定された運用計画に基づき、投資顧問業務部トレーディング室が最良執行の観点から売買を執行します。

運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、総合投資会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。

（社内規程）

社内規程でファンドの「業務マニュアル」を定めている他、有価証券売買の発注先に関する各種規程や「有価証券の自己取引制限に関する規程」、「行動規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等のサービス規程を定め、法令遵守の徹底、インサイダー取引の防止に努めています。

また、外部委託先の管理体制については、当社が当社以外の者に業務を委託するときの基本事項等を定めた「外部委託管理規程」に従い、定期モニタリング等を実施しています。



2026年3月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

（４）【分配方針】

毎決算時（原則として3月10日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

中長期的な観点から、複利効果による資産の成長を目指すために分配を抑えるファンドです。

(5) 【投資制限】

a. ファンドの信託約款に基づく投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの直接利用は行いません。

株式への直接投資は行いません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該信託財産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金の借入れ

() 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

() 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

() 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

() 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

受託会社による資金の立替え

() 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

() 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれ

を立替えて信託財産に繰入れることができます。

- () 前記()、()の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

3【投資リスク】

ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属いたします。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

<ファンドの投資にかかるリスク>

価格変動リスク

当ファンドが投資先投資信託証券を通じて用いる「プロテクト水準毎年設定型・米国株式戦略」においては、米国株式先物を実質的な投資対象とする「米国株式リスクコントロール戦略」を原資産としたコールオプションを購入します。株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

当ファンドが投資先投資信託証券を通じて行う担保付スワップ取引は、取引の相手方の信用リスク等の影響を受けます。当該取引の相手方の倒産や契約不履行等により当初契約通りの取引が実行されない場合には、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

株式および公社債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化およびそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式および公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式および公社債の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

当ファンドは投資先投資信託証券を通じて、担保付スワップ取引を活用します。市場環境の急変や「プロテクト水準毎年設定型・米国株式戦略」のパフォーマンス算出がなされない等の理由により、担保付スワップ取引が当該戦略のパフォーマンスと連動することが困難となった場合には、ファンドの基準価額が下落する場合があります。

投資先ファンドの戦略にかかる特有のリスク

当ファンドが投資先投資信託証券を通じて購入するコールオプションの原資産である「米国株式リスクコントロール戦略」は、変動率が年率12.5%となるように投資量が0%から210%までの範囲内で調整される戦略です。コールオプションの原資産の実質的な投資量が100%を超えている場合（レバレッジを利用する場合）は、投資量を調整しない戦略に比べて、ファンドの基準価額が大きく下落する要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けます。為替レート

は、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

コール・ローン等の短期金融商品の取引相手の債務不履行等により、当該金融商品等の取引ができなかった場合等は、ファンドが影響を受ける場合があります。

< その他の留意点 >

クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

ファンドに関連する法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。これに伴い、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

販売会社より委託会社に対して申込金額の払込みが実際になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

委託会社は収益分配金、償還金および一部解約金を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社はお申込代金の預かり等を含む販売について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を負いません。

お申込み、ご換金に関わる留意点

< お申込時 >

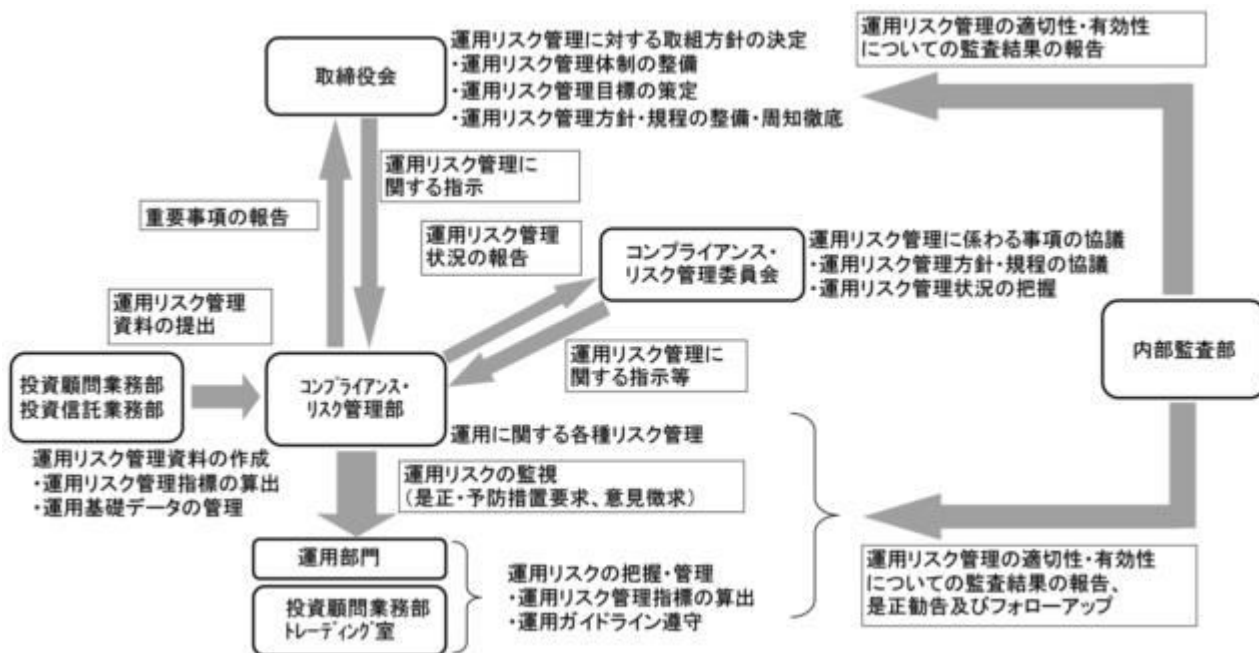
委託会社は、取得申込者の申込金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の申込みの停止(申込みが一部受付となった場合を含みます。)ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

< ご換金時 >

委託会社は、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止（解約申込が一部受付となった場合を含みます。）ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。

< リスクの管理体制 >



※運用リスクには流動性リスクを含みます。

(注) 上図は、2026年3月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

流動性リスクに対する管理体制

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策等を策定しています。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、担当役員が監督し、管理状況およびその有効性等については、定期的に社内委員会に報告されます。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

< 申込み時に受益者が負担する費用・税金 >

| 時期 | 項目 | 費用・税金 | |
|------|-----------------|---|-----------------------------------|
| 申込み時 | 申込手数料および消費税等相当額 | 申込手数料は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に3.3%（税抜 3.0%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。 申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。 | 販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価 |

- 1 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たり換算した価額で表示されることがあります。
- 2 税法が改正された場合は、上記の内容が変更になることがあります。
- 3 自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。ただし、ご換金時には信託財産留保額をご負担いただきます。

| 時期 | 項目 | 費用 |
|-------|---------|----------------------------|
| 解約請求時 | 信託財産留保額 | 解約請求受付日の翌々営業日の基準価額に対して0.3% |

（3）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの信託財産の純資産総額に年率0.913%（税抜0.83%）を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は以下のとおりです（ のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦収受します。 ）。

| | | |
|------|-------------|---|
| 委託会社 | 年率0.30%（税抜） | ファンドの運用の対価 |
| 販売会社 | 年率0.50%（税抜） | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 |
| 受託会社 | 年率0.03%（税抜） | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |

信託報酬は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬に対する消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産の中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額が含まれています。

ファンドの主要投資対象の1つである国内籍投資信託「プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド（3月末ロール型）（適格機関投資家向け）」についても別途信託報酬等がかかります。投資信託証券の信託報酬等を加えた当ファンドの実質的な信託報酬率は、ファンドの純資産総額に対して概ね1.144%（税込・年率）程度となります。実質的に負担する信託報酬率は、ファンドの運用方針に基づいて投資信託証券を組み入れた場合の概算です。投資信託証券の組入状況等によって、実質的に負担する信託報酬率は変動します。

| 投資信託証券の名称 | 信託報酬等（年率） | |
|---|---------------------|---------------------------|
| プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド（3月末ロール型）（適格機関投資家向け） | 0.231% （税抜0.21%） | 投資対象とする投資信託証券の運用の対価、管理報酬等 |

上記のほか、投資対象とする投資信託証券を通じて行う、担保付スワップ取引が内包する資産の取引コストおよびリバランスコスト、当該取引の一部または全部解約費用、投資信託証券の設立・開示に関する費用等（監査費用、弁護士費用等）、資産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、事務の処理に要する費用および監査に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用、借入金の利息および立替金の利息、その他の実費などを負担する場合があります。

上記は、本書類作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて日々計算し、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁することができます。支弁時期は信託報酬と同様です。

| | |
|------|----------------------|
| 監査費用 | 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用 |
|------|----------------------|

上記の費用等については、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額およびコール取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料や有価証券取引税等証券取引に伴う手数料や税金は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

| | |
|---------|----------------------------|
| 売買委託手数料 | 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 |
| 保管費用 | 有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用 |

（５）【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

< 収益分配時 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率が適用されます。

< 一部解約時および償還時 >

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得等として課税対象となり、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率が適用されます。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

（注１） 個別元本について

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合等については個別元本の計算方法が異なる場合があります。受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「元本払戻金（特別分配金）」については、以下< 収益分配金の課税について >をご参照ください。）。

（注２） 収益分配金の課税について

- ・追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元

本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象となりますが、当ファンドはNISAの対象ではありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2026年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド2025-03（限定追加型）

2026年3月31日現在

| 資産の種類 | 地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|-----------------------|----|---------------|---------|
| 投資信託受益証券 | 日本 | 2,691,239,342 | 97.12 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 31,564,836 | 1.14 |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | | 48,121,582 | 1.74 |
| 純資産総額 | | 2,770,925,760 | 100.00 |

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

（参考）SOMPOマネー・ポートフォリオ・マザーファンド

2026年3月31日現在

| 資産の種類 | 地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|-----------------------|----|-------------|---------|
| 国債証券 | 日本 | 479,729,580 | 91.66 |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | | 43,654,341 | 8.34 |
| 純資産総額 | | 523,383,921 | 100.00 |

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド2025-03（限定追加型）

2026年3月31日現在

| 順位 | 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価単価（円） | 簿価金額（円） | 評価単価（円） | 評価金額（円） | 投資比率（％） |
|----|----|----|-----|----|---------|---------|---------|---------|---------|
|----|----|----|-----|----|---------|---------|---------|---------|---------|

| | | | | | | | | | |
|---|----|-----------|--------------------------------|---------------|--------|---------------|--------|---------------|-------|
| 1 | 日本 | 投資信託受益証券 | プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド(3月末ロール型) | 2,761,378,353 | 1.0207 | 2,818,538,884 | 0.9746 | 2,691,239,342 | 97.12 |
| 2 | 日本 | 親投資信託受益証券 | SOMPOマネー・ポートフォリオ・マザーファンド | 31,486,121 | 1.0021 | 31,552,241 | 1.0025 | 31,564,836 | 1.14 |

(注1) 評価額組入上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2026年3月31日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 97.12 |
| 親投資信託受益証券 | 1.14 |
| 合計 | 98.26 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考) SOMPOマネー・ポートフォリオ・マザーファンド

2026年3月31日現在

| 順位 | 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価単価(円) | 簿価金額(円) | 評価単価(円) | 評価金額(円) | 利率(%) | 償還日 | 投資比率(%) |
|----|----|------|--------------|-------------|---------|-------------|---------|-------------|-------|-----------|---------|
| 1 | 日本 | 国債証券 | 第1355回国庫短期証券 | 180,000,000 | 99.93 | 179,882,640 | 99.97 | 179,957,880 | | 2026/4/13 | 34.38 |
| 2 | 日本 | 国債証券 | 第1353回国庫短期証券 | 150,000,000 | 99.94 | 149,922,300 | 99.99 | 149,985,300 | | 2026/4/6 | 28.66 |
| 3 | 日本 | 国債証券 | 第1366回国庫短期証券 | 150,000,000 | 99.82 | 149,734,050 | 99.85 | 149,786,400 | | 2026/6/8 | 28.62 |

(注1) 評価額組入上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

(注3) 償還年月日が「9999/99/99」の銘柄は償還日の定めのない銘柄です。

投資有価証券の種類別投資比率

2026年3月31日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|------|---------|
| 国債証券 | 91.66 |
| 合計 | 91.66 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド2025-03(限定追加型)

該当事項はありません。

(参考) SOMPOマネー・ポートフォリオ・マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド2025-03(限定追加型)

該当事項はありません。

（参考）SOMPOマネー・ポートフォリオ・マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド2025-03（限定追加型）

直近日（2026年3月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

| | 純資産総額（円） | | 1口当たりの純資産額（円） | |
|---------------------|---------------|---------------|---------------|--------|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第1計算期間末（2026年3月10日） | 2,908,596,929 | 2,908,596,929 | 1.0109 | 1.0109 |
| 2025年3月末日 | 3,142,755,339 | | 1.0000 | |
| 4月末日 | 3,101,207,998 | | 0.9749 | |
| 5月末日 | 3,152,554,552 | | 0.9910 | |
| 6月末日 | 3,237,943,026 | | 1.0185 | |
| 7月末日 | 3,357,578,764 | | 1.0598 | |
| 8月末日 | 3,338,425,634 | | 1.0626 | |
| 9月末日 | 3,356,751,557 | | 1.0705 | |
| 10月末日 | 3,407,432,097 | | 1.0944 | |
| 11月末日 | 3,280,073,514 | | 1.0658 | |
| 12月末日 | 3,262,289,931 | | 1.0764 | |
| 2026年1月末日 | 3,215,707,353 | | 1.0744 | |
| 2月末日 | 3,092,570,722 | | 1.0544 | |
| 3月末日 | 2,770,925,760 | | 0.9661 | |

【分配の推移】

プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド2025-03（限定追加型）

| | 1口当たりの分配金（円） |
|--------|--------------|
| 第1計算期間 | 0.0000 |

【収益率の推移】

プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド2025-03（限定追加型）

| | 収益率（％） |
|--------|--------|
| 第1計算期間 | 1.1 |

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。
なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド2025-03（限定追加型）

| | 設定口数 | 解約口数 |
|--|------|------|
| | | |

| | | |
|--------|---------------|-------------|
| 第1計算期間 | 3,181,159,869 | 304,045,094 |
|--------|---------------|-------------|

(注1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

当ファンドの取得申込みは、2025年3月28日をもって終了しております。

なお、申込受付期間内の申込(販売)手続は、以下のとおりとなっております。

- (1) 申込期間内における毎営業日において、いつでも申込みいただくことができます。ただし、以下の取得申込不可日にあたる日は取得のお申込みの受付はできません。

<取得申込不可日>

申込日もしくは申込日の翌営業日が以下に該当する日

- ・ニューヨーク、ロンドンの銀行の休業日
- ・シカゴ・マーカントイル取引所(CME)における株式先物取引の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休業日

お申込みの受付は、原則として午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります(受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。)。

委託会社は、取得申込者の申込金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の申込みの停止(申込みが一部受付となった場合を含みます。)ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

- (2) 受益権の取得申込者は、販売会社取引口座を開設します。ファンドには、分配金を受け取る「一般コース」と、収益の分配がなされた場合で税金を差引いた後に分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があり、ファンドの取得申込みの際に、いずれかのコースをお選びいただくこととなります。

販売会社によってはいずれか一つのコースのみの取扱いとなる場合もあります。

- (3) 当該受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌々営業日における基準価額 とします。

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

ファンドの基準価額については、委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

委託会社の照会先

SOMPOアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-69-5432（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sompo-am.co.jp/>

- (4) お申込みには申込手数料および申込手数料に対する消費税等相当額を要します。申込手数料は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。
- 自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。
- 申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
- (5) お申込単位は、販売会社が定める単位とします。
- 申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
- (6) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は日本における委託会社および販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、以下の日においては一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- <解約申込不可日>
- 申込日もしくは申込日の翌営業日が以下に該当する日
- ・ニューヨーク、ロンドンの銀行の休業日
 - ・シカゴ・マーカントイル取引所（CME）における株式先物取引の休業日
 - ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- 一部解約の受付は、原則として午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）。
- (2) 受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- 一部解約の単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
- (3) 一部解約の価額は、解約請求受付日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。解約代金は原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。解約に係る手数料はありません。
- 信託財産留保額は、換金する受益者が負担するものであり、基準価額から差引かれた信託財産留保額は、信託財産に組入れられます。

ご換金時には税金が課せられます。詳しくは「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金(5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止(解約請求が一部受付となった場合を含みます。)ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情により、有価証券の売却(この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。)や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

- (4) 委託会社は、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止(解約請求が一部受付となった場合を含みます。)ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。
- (5) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求を制限する場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額は、原則として各営業日に委託会社が計算します。

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。

なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人資産運用業協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。また、外国為替の予約取引の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人資産運用業協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

基準価額は、毎営業日に委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の基準価額算出の中止、取引所にお

ける取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の公表を中止することがあります。

委託会社の照会先

SOMPOアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-69-5432 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

ホームページ <https://www.sompo-am.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2030年4月10日までとします。ただし、この信託期間中に信託約款第40条第1項および第2項、第42条第1項、第43条第1項および第45条第2項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることができます。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

原則として毎年3月11日から翌年3月10日までとします。なお、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第3条に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託契約の解約

- () 委託会社は、信託期間中において、受益権の口数が10億口を下回っているとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- () 委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券のいずれかが存続しないこととなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- () 委託会社は、前記()の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- () 前記()の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下()において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- () 前記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- () 前記()から()までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の

意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記()から()までの手続を行うことが困難な場合にも適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- () 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- () 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款第41条の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- () 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- () 前記()の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款第41条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- () 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- () 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- () 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款第41条の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- () 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- () 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本()から()までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- () 委託会社は、前記()の事項(前記()の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前記()の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- () 前記()の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受

益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下()において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- () 前記()の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- () 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- () 前記()から()までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- () 前記()から()までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

運用状況に係る情報の提供

- () 委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。
- () 前記()の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から前記()に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

公告

- () 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.sompo-am.co.jp/>
- () 前記()の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

4【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持ち分に依りて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。償還金は、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとしします。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を請求することができます。ただし、以下の日においては一部解約の実行の請求を受付けないものとしします。

<解約申込不可日>

申込日もしくは申込日の翌営業日が以下に該当する日

- ・ニューヨーク、ロンドンの銀行の休業日
- ・シカゴ・マーカントイル取引所(CME)における株式先物取引の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休業日

受付は、原則として午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものとし、それ以降の受付は翌営業日の取扱いになります(受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください)。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとしします。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、2025年3月28日から2026年3月10日までの財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド2025-03（限定追加型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

| | | 第1期 2026年3月10日現在 |
|-----------------|--|---------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | | 121,902,804 |
| 投資信託受益証券 | | 2,818,538,884 |
| 親投資信託受益証券 | | 31,552,241 |
| 未収利息 | | 2,003 |
| 流動資産合計 | | 2,971,995,932 |
| 資産合計 | | 2,971,995,932 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | | 50,073,386 |
| 未払受託者報酬 | | 476,029 |
| 未払委託者報酬 | | 12,694,136 |
| その他未払費用 | | 155,452 |
| 流動負債合計 | | 63,399,003 |
| 負債合計 | | 63,399,003 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | | 2,877,114,775 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | | 31,482,154 |
| 元本等合計 | | 2,908,596,929 |
| 純資産合計 | | 2,908,596,929 |
| 負債純資産合計 | | 2,971,995,932 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第1期 |
|---|--------------|
| | 自 2025年3月28日 |
| | 至 2026年3月10日 |
| 営業収益 | |
| 受取利息 | 317,203 |
| 有価証券売買等損益 | 75,321,125 |
| 営業収益合計 | 75,638,328 |
| 営業費用 | |
| 受託者報酬 | 1,016,275 |
| 委託者報酬 | 27,100,624 |
| その他費用 | 339,570 |
| 営業費用合計 | 28,456,469 |
| 営業利益又は営業損失() | 47,181,859 |
| 経常利益又は経常損失() | 47,181,859 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 47,181,859 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() | 15,696,243 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | - |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 364 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 364 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 3,826 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 3,826 |
| 分配金 | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 31,482,154 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|----------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 市場価格のある有価証券については、原則として取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相場で評価しております。 市場価格のない有価証券については、計算期間末日または知りうる直近の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 |
| 2. 費用・収益の計上基準 | 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 第1期計算期間の取扱い 当ファンドは2025年3月28日に設定されたため、当計算期間は2025年3月28日から2026年3月10日までとなっております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 期別 | 第1期 2026年3月10日現在 | |
|----------------------------|---------------------------|----------------------|
| 1. 受益権の総数 | | 2,877,114,775口 |
| 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 1.0109円 (10,109円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 項目 | 第1期 自 2025年3月28日 至 2026年3月10日 | |
|-------------|---|--|
| 1. 分配金の計算過程 | 計算期間末における経費控除後の配当等収益（177,711円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（31,307,905円）、信託約款に規定される収益調整金（10円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は31,485,626円（1万口当たり109.42円）であります。分配を行っておりません。 | |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 第1期 自 2025年3月28日 至 2026年3月10日 | |
|----------------------------|--|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。 | |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | <p>(1) 金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。</p> | |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | <p>委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。</p> <p>市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。</p> | |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | |

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 第1期 2026年3月10日現在 |
|------------------------------------|---|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 2. 時価の算定方法 | 当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 (1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。 |

（関連当事者との取引に関する注記）

| 第1期 2026年3月10日現在 |
|---------------------|
| 該当事項はありません。 |

（その他の注記）

| 項目 | 第1期 自 2025年3月28日 至 2026年3月10日 |
|-----------|-------------------------------------|
| 期首元本額 | 3,142,903,861円 |
| 期中追加設定元本額 | 38,256,008円 |
| 期中一部解約元本額 | 304,045,094円 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | 第1期 2026年3月10日現在 |
|-----------|---------------------|
| | 当期の損益に含まれた評価差額（円） |
| 投資信託受益証券 | 57,160,531 |
| 親投資信託受益証券 | 132,241 |
| 合計 | 57,292,772 |

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

2026年3月10日現在

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 （円） | 備考 |
|--------------|------------------------------------|---------------|---------------|----|
| 投資信託受益証券 | プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド （3月末ロール型） | 2,761,378,353 | 2,818,538,884 | |
| 投資信託受益証券 合計 | | 2,761,378,353 | 2,818,538,884 | |
| 親投資信託受益証券 | SOMPOマネー・ポートフォリオ・マザー ファンド | 31,486,121 | 31,552,241 | |
| 親投資信託受益証券 合計 | | 31,486,121 | 31,552,241 | |
| 合計 | | | 2,850,091,125 | |

（注）投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド2025-03（限定追加型）の主要投資対象の状況は以下のとおりです。

*なお、以下は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

SOMPOマネー・ポートフォリオ・マザーファンド

貸借対照表

| | 2026年3月10日現在 |
|-------------|--------------|
| 科 目 | 金額（円） |
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 22,728,030 |
| 国債証券 | 529,791,610 |
| 未収利息 | 373 |
| 流動資産合計 | 552,520,013 |
| 資産合計 | 552,520,013 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 流動負債合計 | - |
| 負債合計 | - |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 551,345,370 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金（ ） | 1,174,643 |
| 元本等合計 | 552,520,013 |
| 純資産合計 | 552,520,013 |
| 負債純資産合計 | 552,520,013 |

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|-------------------|--|
| 1．有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の店頭基準気配値段、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>ただし、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> |
| 2．費用・収益の計上基準 | <p>有価証券売買等損益の計上基準</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> |

（貸借対照表に関する注記）

| 期別 | 2026年3月10日現在 |
|---------------------------|---|
| 1．受益権の総数 | 551,345,370口 |
| 2．計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | 1口当たり純資産額 1.0021円 (1万口当たり純資産額) (10,021円) |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 自 2025年3月28日 至 2026年3月10日 |
|----------------|--|
| 1．金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。 |

| 項目 | 自 2025年3月28日 至 2026年3月10日 |
|----------------------------|---|
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | (1) 金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | (2) 金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。 委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 2026年3月10日現在 |
|----------------------|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | (1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。 |

（関連当事者との取引に関する注記）

| 2026年3月10日現在 |
|--------------|
| 該当事項はありません。 |

（その他の注記）

| 項目 | 自 2025年3月28日 至 2026年3月10日 |
|-------------------------------------|------------------------------|
| 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 | 557,934,928円 |
| 同期中追加設定元本額 | 159,439,670円 |
| 同期中一部解約元本額 | 166,029,228円 |
| 元本の内訳* | |
| 債券パワード・インカムファンド（毎月分配型） | 73,724,419円 |
| 債券パワード・インカムファンド（資産成長型） | 224,792,206円 |
| 米国株式自動配分戦略ファンド | 45,472,658円 |
| 米国ハイイールド社債エンハンス戦略ファンド（毎月分配型） | 22,239,448円 |
| 米国ハイイールド社債エンハンス戦略ファンド（資産成長型） | 15,622,561円 |
| ゴールド・インカムプラス | 96,999,755円 |
| プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド2025-03（限定追加型） | 31,486,121円 |
| プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド2025-09（限定追加型） | 41,008,202円 |
| 計 | 551,345,370円 |

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | 2026年3月10日現在 | |
|------|----------------------|--------|
| | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） | |
| 国債証券 | | 10,070 |
| 合計 | | 10,070 |

(注)「当計算期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間を指しておりません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2026年3月10日現在

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 (円) | 評価額 (円) | 備考 |
|------|--------------|-------------|-------------|----|
| 国債証券 | 第1348回国庫短期証券 | 200,000,000 | 199,980,400 | |
| | 第1353回国庫短期証券 | 150,000,000 | 149,925,150 | |
| | 第1355回国庫短期証券 | 180,000,000 | 179,886,060 | |
| 合計 | | 530,000,000 | 529,791,610 | |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド(3月末ロール型)(適格機関投資家向け)

当受益証券は、現時点で初回の決算を迎えておりますが、監査済の財務諸表は入手できていないため、記載事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド2025-03（限定追加型）

2026年3月31日現在

| | |
|-----------------|----------------|
| 資産総額 | 2,772,451,632円 |
| 負債総額 | 1,525,872円 |
| 純資産総額（ - ） | 2,770,925,760円 |
| 発行済数量 | 2,868,274,447口 |
| 1単位当りの純資産額（ / ） | 0.9661円 |

（参考）SOMPOマネー・ポートフォリオ・マザーファンド

2026年3月31日現在

| | |
|-----------------|--------------|
| 資産総額 | 523,383,921円 |
| 負債総額 | 円 |
| 純資産総額（ - ） | 523,383,921円 |
| 発行済数量 | 522,053,409口 |
| 1単位当りの純資産額（ / ） | 1.0025円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1．名義書換

該当事項はありません。

2．受益者名簿

作成しません。

3．受益者集会

開催しません。

4．受益者に対する特典

ありません。

5．譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

6．受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

7．受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、前記に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場

合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

8. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

9. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

10. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

11. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2026年3月末現在）

| | |
|---------------------------------|----------|
| 資本金の額 | 1,550百万円 |
| 会社が発行する株式の総数 | 50,000株 |
| 発行済株式総数 | 24,085株 |
| 最近5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。 | |

(2) 会社の機構（2026年3月末現在）

会社の意思決定機構

定款に基づき10名以内の取締役が株主総会において選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行います。また、その選任決議は、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期終了と同時に終了します。

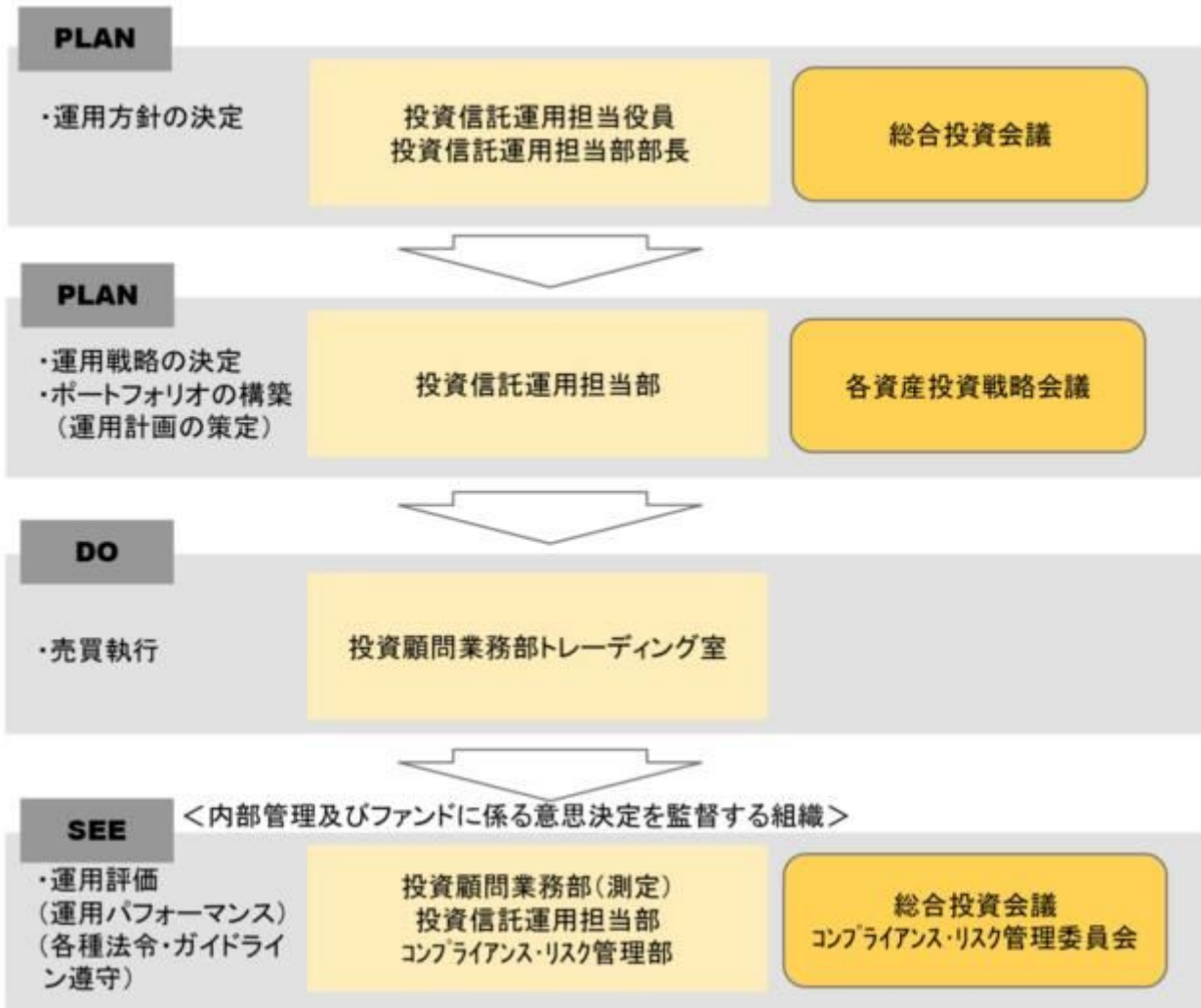
取締役会の決議によって、代表取締役を選定します。また、取締役会長、取締役社長各1名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となります。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がその任にあたります。取締役会の招集通知は会日の3日前までに発します。ただし、緊急の必要のある場合には、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

- ・総合投資会議は、ファンドの運用方針の分析と決定を行います。
- ・各資産投資戦略会議は、総合投資会議の運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、各運用担当部が運用計画を策定します。
銘柄の選定にあたっては「いかなる資産も本来の投資価値を有しており、市場価格は中長期的にはこの投資価値に収束する。したがって、市場価格と投資価値の乖離が超過収益の源泉となる。」という当社の投資哲学に基づき、各資産、市場、銘柄の割安・割高の度合いを算出するために、各々の「本来あるべき投資価値」を分析することに注力しています。
- ・各運用担当部で策定された運用計画に基づき、投資顧問業務部トレーディング室が最良執行の観点から売買を執行します。
- ・運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、総合投資会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに証券投資信託の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は2026年3月末現在、計291本（追加型株式投資信託175本、単位型株式投資信託85本、単位型公社債投資信託31本）であり、その純資産総額の合計は1,935,564百万円です。

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるSOMPOアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）、ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）、ならびに、同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

また、委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第41期中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (2024年3月31日) | | 当事業年度 (2025年3月31日) | |
|-------------|----------|-----------------------|------------|-----------------------|-----------|
| | | 金額(千円) | | 金額(千円) | |
| (資産の部) | | | | | |
| 流動資産 | | | | | |
| 1 現金・預金 | | | 4,034,755 | | 4,269,903 |
| 2 前払費用 | | | 112,742 | | 104,386 |
| 3 未収委託者報酬 | | | 1,702,469 | | 1,826,714 |
| 4 未収運用受託報酬 | | | 4,148,794 | | 1,177,062 |
| 5 その他 | | | 2,289 | | 170,005 |
| 流動資産合計 | | | 10,001,052 | | 7,548,072 |
| 固定資産 | | | | | |
| 1 有形固定資産 | | | | | |
| (1) 建物 | 1 | | 3,942 | | 3,997 |
| (2) 器具備品 | 1 | | 43,412 | | 86,858 |
| 有形固定資産合計 | | | 47,354 | | 90,856 |
| 2 無形固定資産 | | | | | |
| (1) 電話加入権 | | | 4,535 | | 4,535 |
| 無形固定資産合計 | | | 4,535 | | 4,535 |
| 3 投資その他の資産 | | | | | |
| (1) 投資有価証券 | | | 591,110 | | 880,236 |
| (2) 長期差入保証金 | | | 173,961 | | 173,961 |
| (3) 繰延税金資産 | | | 341,629 | | 423,116 |
| (4) その他 | | | 31 | | 30 |
| 投資その他の資産合計 | | | 1,106,732 | | 1,477,345 |
| 固定資産合計 | | | 1,158,622 | | 1,572,736 |
| 資産合計 | | | 11,159,674 | | 9,120,808 |

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (2024年3月31日) | | 当事業年度 (2025年3月31日) | |
|----------------|----------|-----------------------|-----------|-----------------------|-----------|
| | | 金額(千円) | | 金額(千円) | |
| (負債の部) | | | | | |
| 流動負債 | | | | | |
| 1 預り金 | | | 15,473 | | 9,211 |
| 2 未払金 | | | | | |
| (1) 未払配当金 | 2 | 1,150,000 | | - | |
| (2) 未払手数料 | | 606,388 | | 628,983 | |
| (3) その他未払金 | 2 | 216,600 | 1,972,988 | 323,996 | 952,980 |
| 3 未払費用 | | | 2,951,081 | | 1,011,693 |
| 4 未払消費税等 | | | 301,562 | | - |
| 5 未払法人税等 | | | 526,818 | | 355,431 |
| 6 賞与引当金 | | | 185,326 | | 199,137 |
| 7 役員賞与引当金 | | | 8,100 | | 5,700 |
| 流動負債合計 | | | 5,961,351 | | 2,534,153 |
| 固定負債 | | | | | |
| 1 退職給付引当金 | | | 257,375 | | 278,036 |
| 2 資産除去債務 | | | 9,582 | | 9,699 |
| 固定負債合計 | | | 266,957 | | 287,735 |
| 負債合計 | | | 6,228,309 | | 2,821,888 |
| (純資産の部) | | | | | |
| 株主資本 | | | | | |
| 1 資本金 | | | 1,550,000 | | 1,550,000 |
| 2 資本剰余金 | | | | | |
| (1) 資本準備金 | | | 413,280 | | 413,280 |
| 資本剰余金合計 | | | 413,280 | | 413,280 |
| 3 利益剰余金 | | | | | |
| (1) その他利益剰余金 | | | | | |
| 繰越利益剰余金 | | | 2,875,330 | | 4,249,144 |
| 利益剰余金合計 | | | 2,875,330 | | 4,249,144 |
| 株主資本合計 | | | 4,838,610 | | 6,212,424 |
| 評価・換算差額等 | | | | | |
| 1 その他有価証券評価差額金 | | | 92,755 | | 86,495 |
| 評価・換算差額等合計 | | | 92,755 | | 86,495 |

| | | | | | |
|----------|--|--|------------|--|-----------|
| 純資産合計 | | | 4,931,365 | | 6,298,919 |
| 負債・純資産合計 | | | 11,159,674 | | 9,120,808 |

(2) 【損益計算書】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | | 当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) | |
|--------------|----------|--|------------|--|------------|
| | | 金額(千円) | | 金額(千円) | |
| 営業収益 | | | | | |
| 1 委託者報酬 | | 8,333,682 | | 9,303,999 | |
| 2 運用受託報酬 | | 6,117,209 | 14,450,891 | 3,676,517 | 12,980,517 |
| 営業費用 | | | | | |
| 1 支払手数料 | | 3,499,242 | | 3,656,749 | |
| 2 広告宣伝費 | | 14,970 | | 29,623 | |
| 3 公告費 | | 200 | | 470 | |
| 4 調査費 | | 5,246,032 | | 3,823,073 | |
| (1) 調査費 | | 1,274,945 | | 1,574,634 | |
| (2) 委託調査費 | | 3,968,103 | | 2,245,446 | |
| (3) 図書費 | | 2,983 | | 2,992 | |
| 5 営業雑経費 | | 146,958 | | 151,565 | |
| (1) 通信費 | | 13,473 | | 18,200 | |
| (2) 印刷費 | | 111,483 | | 111,241 | |
| (3) 諸会費 | | 22,001 | 8,907,404 | 22,123 | 7,661,482 |
| 一般管理費 | | | | | |
| 1 給料 | | 1,780,148 | | 1,871,844 | |
| (1) 役員報酬 | | 58,490 | | 58,922 | |
| (2) 給料・手当 | | 1,479,591 | | 1,554,708 | |
| (3) 賞与 | | 242,065 | | 258,213 | |
| 2 福利厚生費 | | 249,823 | | 265,624 | |
| 3 交際費 | | 15,575 | | 16,599 | |
| 4 寄付金 | | 1,330 | | 3,330 | |
| 5 旅費交通費 | | 35,906 | | 34,315 | |
| 6 法人事業税 | | 61,266 | | 60,847 | |
| 7 租税公課 | | 19,614 | | 22,682 | |
| 8 不動産賃借料 | | 221,404 | | 219,845 | |
| 9 退職給付費用 | | 91,397 | | 99,690 | |
| 10 賞与引当金繰入 | | 185,326 | | 199,137 | |
| 11 役員賞与引当金繰入 | | 8,100 | | 5,700 | |
| 12 固定資産減価償却費 | | 38,014 | | 22,258 | |
| 13 諸経費 | | 459,163 | 3,167,070 | 535,615 | 3,357,490 |
| 営業利益 | | | 2,376,417 | | 1,961,544 |
| 営業外収益 | | | | | |
| 1 受取配当金 | | 476 | | 5,008 | |
| 2 受取利息 | | 0 | | 0 | |
| 3 有価証券償還益 | | - | | 18,714 | |
| 4 為替差益 | | 9,754 | | - | |
| 5 保険配当金 | | 626 | | 927 | |
| 6 雑益 | | 2,615 | 13,473 | 966 | 25,617 |
| 営業外費用 | | | | | |
| 1 有価証券売却損 | | 7,678 | | 301 | |
| 2 有価証券償還損 | | 278 | | - | |
| 3 為替差損 | | - | | 3,541 | |
| 4 事務過誤費 | | 228,515 | | 13,117 | |
| 5 雑損 | | 241 | 236,712 | 58 | 17,017 |
| 経常利益 | | | 2,153,177 | | 1,970,144 |
| 特別損失 | | | | | |
| 1 有価証券評価損 | | - | | 3,789 | |
| 2 固定資産除却損 | 1 | 0 | 0 | - | 3,789 |
| 税引前当期純利益 | | | 2,153,177 | | 1,966,355 |
| 法人税・住民税及び事業税 | | | 695,208 | | 672,903 |
| 法人税等調整額 | | | 22,977 | | 80,362 |
| 当期純利益 | | | 1,480,946 | | 1,373,813 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | | 株主資本 合計 |
|---------------------------------|-----------|-----------|-------------|-----------------------------|-------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本 準備金 | 資本剰余金 合計 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | |
| 当期首残高 | 1,550,000 | 413,280 | 413,280 | 2,544,383 | 2,544,383 | 4,507,664 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | 1,150,000 | 1,150,000 | 1,150,000 |
| 当期純利益 | | | | 1,480,946 | 1,480,946 | 1,480,946 |
| 株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額） | | | | | | |
| 当期変動額合 計 | - | - | - | 330,946 | 330,946 | 330,946 |
| 当期末残高 | 1,550,000 | 413,280 | 413,280 | 2,875,330 | 2,875,330 | 4,838,610 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産 合計 |
|---------------------------------|----------------------|--------------------|-----------|
| | その他有価 証券評価差 額金 | 評価・換 算差額等 合計 | |
| 当期首残高 | 25,466 | 25,466 | 4,533,130 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 1,150,000 |
| 当期純利益 | | | 1,480,946 |
| 株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額） | 67,288 | 67,288 | 67,288 |
| 当期変動額合 計 | 67,288 | 67,288 | 398,234 |
| 当期末残高 | 92,755 | 92,755 | 4,931,365 |

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | 株主資本 合計 |
|---------------------------------|-----------|-----------|-------------|-----------------------------|-------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本 準備金 | 資本剰余金 合計 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | |
| 当期首残高 | 1,550,000 | 413,280 | 413,280 | 2,875,330 | 2,875,330 | 4,838,610 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | 1,373,813 | 1,373,813 | 1,373,813 |
| 株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額） | | | | | | |
| 当期変動額合 計 | - | - | - | 1,373,813 | 1,373,813 | 1,373,813 |
| 当期末残高 | 1,550,000 | 413,280 | 413,280 | 4,249,144 | 4,249,144 | 6,212,424 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産 合計 |
|---------------------------------|----------------------|--------------------|-----------|
| | その他有価 証券評価差 額金 | 評価・換 算差額等 合計 | |
| 当期首残高 | 92,755 | 92,755 | 4,931,365 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | |
| 当期純利益 | | | 1,373,813 |
| 株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額） | 6,259 | 6,259 | 6,259 |
| 当期変動額合 計 | 6,259 | 6,259 | 1,367,554 |
| 当期末残高 | 86,495 | 86,495 | 6,298,919 |

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|------|-------|
| 建物 | 15年 |
| 器具備品 | 2～20年 |

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における要支給額を計上しております。

退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法によっております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 投資信託事業は、信託約款に基づきファンドごとの日々の純資産総額に対し信託報酬率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しております。

また、成功報酬型の収益は、信託約款に基づきファンドごとに取り決めていている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しております。

(2) 投資顧問事業は、投資顧問契約に基づきファンドごとの資産残高に対し報酬料率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しております。

また、成功報酬型の収益は、投資顧問契約に基づき契約ごとに取り決めていている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しております。

6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2024年3月31日) | 当事業年度 (2025年3月31日) |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 建物 | 108,411 | 109,313 |
| 器具備品 | 177,083 | 198,439 |

2 関係会社項目

関係会社に対する負債は、次のとおりであります。

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2024年3月31日) | 当事業年度 (2025年3月31日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 未払金 | | |
| 未払配当金 | 1,150,000 | - |
| その他未払金 | 188 | - |

(損益計算書関係)

1 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|------|--|--|
| 器具備品 | 0 | - |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度 期首株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度 期末株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式 | 24,085株 | -株 | -株 | 24,085株 |

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| (決議) | 株式の 種類 | 配当金の 総額 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-----------|-------------|--------------|-----|------------|
| 2024年3月28日 取締役会 | 普通 株式 | 1,150,000千円 | 47,747円 | - | 2024年3月31日 |

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度 期首株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度 期末株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式 | 24,085株 | -株 | -株 | 24,085株 |

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| (決議) | 株式の 種類 | 配当金の総額 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-----------|-------------|--------------|------------|------------|
| 2025年5月29日 取締役会 | 普通 株式 | 1,900,000千円 | 78,887円 | 2025年3月31日 | 2025年5月30日 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、主として短期的な預金及び一部の有価証券によって運用しており、経営として許容
できる範囲内にリスクを制御するよう、適切に資産運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、そのほとんどが信託財産から支払わ
れるため、回収リスクは僅少であります。投資有価証券は、主に投資信託を保有しており、今後の基準価額の下落によっては、売却損・
評価損計上による利益減少や、評価差額金の減少により純資産が減少するなど、価格変動リスク
に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、短期的な預金について、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

価格変動リスクについては、四半期ごとに時価の状況等を把握し、当該状況については資産運
用管理規程に従い、経理担当部が取締役会等へ報告し、適切に管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用す
ることにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------|----------|---------|----|
| 投資有価証券(2) | 590,360 | 590,360 | - |
| 資産計 | 590,360 | 590,360 | - |

当事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------|----------|---------|----|
| 投資有価証券(2) | 879,486 | 879,486 | - |
| 資産計 | 879,486 | 879,486 | - |

(1) 「現金・預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未払金」及び「未払費用」
は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略して
おります。(2) 以下の市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の貸借
対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 区分 | 前事業年度 (2024年3月31日) | 当事業年度 (2025年3月31日) |
|-------|-----------------------|-----------------------|
| 非上場株式 | 750 | 750 |

注1. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-----------------------|-----------|-------------|--------------|---------|
| (1) 預金 | 4,034,755 | - | - | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 1,702,469 | - | - | - |
| (3) 未収運用受託報酬 | 4,148,794 | - | - | - |
| (4) 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち 満期があるもの | | | | |
| 株式 | - | - | - | - |
| 債券 | - | - | - | - |
| その他 | 12,783 | 257,883 | 167,593 | 152,101 |
| 合計 | 9,898,803 | 257,883 | 167,593 | 152,101 |

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-----------------------|-----------|-------------|--------------|---------|
| (1) 預金 | 4,269,903 | - | - | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 1,826,714 | - | - | - |
| (3) 未収運用受託報酬 | 1,177,062 | - | - | - |
| (4) 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち 満期があるもの | | | | |
| 株式 | - | - | - | - |
| 債券 | - | - | - | - |
| その他 | 5,797 | 348,002 | 267,217 | 258,470 |
| 合計 | 7,279,477 | 348,002 | 267,217 | 258,470 |

注2. 社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

| | |
|---------|--|
| レベル1の時価 | 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価 |
| レベル2の時価 | 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価 |
| レベル3の時価 | 観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価 |

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

| 区分 | 時価 | | | |
|--------|------|---------|---------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | - | 333,213 | 257,147 | 590,360 |
| 資産計 | - | 333,213 | 257,147 | 590,360 |

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

| 区分 | 時価 | | | |
|--------|------|---------|---------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | - | 429,524 | 449,962 | 879,486 |
| 資産計 | - | 429,524 | 449,962 | 879,486 |

注1．時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

非上場投資信託は、委託会社から提示された基準価額によっており、レベル2又はレベル3の時価に分類しております。

注2．時価の評価プロセスの説明

時価の算定にあたっては、投資信託の基準価額を用いております。

(2) 期首残高から当事業年度末残高への調整表、当事業年度の損益に記載した評価損益

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

| | 投資有価証券 | 合計 |
|---|---------|---------|
| 期首残高 | 194,750 | 194,750 |
| 当事業年度の損益又は評価・換算差額等 | | |
| 損益の計上 | 0 | 0 |
| その他有価証券評価差額金 | 51,397 | 51,397 |
| 購入、売却、発行及び決済 | | |
| 購入 | 11,100 | 11,100 |
| 売却 | 100 | 100 |
| 発行 | - | - |
| 決済 | - | - |
| レベル3の時価への振替 | - | - |
| レベル3の時価からの振替 | - | - |
| 当事業年度末残高 | 257,147 | 257,147 |
| 当事業年度の損益に計上した額のうち貸借対照表において保有する金融資産又は金融負債の評価損益 | - | - |

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

| | 投資有価証券 | 合計 |
|---|---------|---------|
| 期首残高 | 257,147 | 257,147 |
| 当事業年度の損益又は評価・換算差額等 | | |
| 損益の計上 | 0 | 0 |
| その他有価証券評価差額金 | 2,815 | 2,815 |
| 購入、売却、発行及び決済 | | |
| 購入 | 200,000 | 200,000 |
| 売却 | 10,000 | 10,000 |
| 発行 | - | - |
| 決済 | - | - |
| レベル3の時価への振替 | - | - |
| レベル3の時価からの振替 | - | - |
| 当事業年度末残高 | 449,962 | 449,962 |
| 当事業年度の損益に計上した額のうち貸借対照表において保有する金融資産又は金融負債の評価損益 | - | - |

(有価証券関係)

1．売買目的有価証券

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

| | 種類 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 |
|--------------------------|---------|--------------|---------|---------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | (1) 株式 | - | - | - |
| | (2) 債券 | - | - | - |
| | (3) その他 | 479,618 | 336,668 | 142,950 |
| | 小計 | 479,618 | 336,668 | 142,950 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | (1) 株式 | - | - | - |
| | (2) 債券 | - | - | - |
| | (3) その他 | 110,742 | 120,000 | 9,258 |
| | 小計 | 110,742 | 120,000 | 9,258 |
| 合計 | | 590,360 | 456,668 | 133,692 |

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

| | 種類 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 |
|--------------------------|---------|--------------|---------|---------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | (1) 株式 | - | - | - |
| | (2) 債券 | - | - | - |
| | (3) その他 | 545,788 | 401,000 | 144,788 |
| | 小計 | 545,788 | 401,000 | 144,788 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | (1) 株式 | - | - | - |
| | (2) 債券 | - | - | - |
| | (3) その他 | 333,698 | 352,179 | 18,481 |
| | 小計 | 333,698 | 352,179 | 18,481 |
| 合計 | | 879,486 | 753,179 | 126,307 |

5. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

| 種類 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---------|---------|---------|---------|
| (1) 株式 | - | - | - |
| (2) 債券 | - | - | - |
| (3) その他 | 187,421 | 22,295 | 29,973 |
| 合計 | 187,421 | 22,295 | 29,973 |

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

| 種類 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---------|-------|---------|---------|
| (1) 株式 | - | - | - |
| (2) 債券 | - | - | - |
| (3) その他 | 9,699 | - | 301 |
| 合計 | 9,699 | - | 301 |

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要（出向受入者に対する出向元への退職金負担額を除く。）

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算し

ております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 退職給付引当金の期首残高 | 245,172 | 257,375 |
| 退職給付費用 | 40,528 | 49,146 |
| 退職給付の支払額 | 28,325 | 28,485 |
| 退職給付引当金の期末残高 | 257,375 | 278,036 |

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2024年3月31日) | 当事業年度 (2025年3月31日) |
|---------------------|-----------------------|-----------------------|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 257,375 | 278,036 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 257,375 | 278,036 |
| 退職給付引当金 | 257,375 | 278,036 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 257,375 | 278,036 |

(3) 退職給付費用

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|----------------|--|--|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 40,528 | 49,146 |

3. 確定拠出制度

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|-----------------|--|--|
| 当社の確定拠出制度への要拠出額 | 43,710 | 43,907 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2024年3月31日) | 当事業年度 (2025年3月31日) |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| ソフトウェア損金算入限度超過額 | 169,388 | 189,581 |
| 繰延資産損金算入限度超過額 | 43,352 | 94,289 |
| 退職給付引当金 | 78,808 | 87,514 |
| 賞与引当金 | 56,746 | 60,975 |
| 未払事業税 | 26,319 | 21,580 |
| 未払金否認 | 8,118 | 9,142 |
| その他 | 7,165 | 8,596 |
| 繰延税金資産 小計 | 389,896 | 471,677 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | 4,168 | 5,522 |
| 評価性引当額 小計 | 4,168 | 5,522 |
| 繰延税金資産 合計 | 385,728 | 466,155 |

| | | |
|--------------|---------|---------|
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 40,937 | 39,812 |
| 株式譲渡損益 | 3,031 | 3,120 |
| 固定資産除去価額 | 131 | 107 |
| 繰延税金負債 合計 | 44,099 | 43,039 |
| 繰延税金資産の純額 | 341,629 | 423,116 |

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3．法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

グループ通算制度を適用しております。

また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が6,868千円増加し、法人税等調整額が8,005千円、その他有価証券評価差額金が1,137千円それぞれ減少し、当期純利益は8,005千円増加しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1．当該資産除去債務の概要

本社事務所及び事業継続用事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.2%～1.8%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

| | 前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日） | 当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日） |
|------------|--|--|
| 期首残高 | 9,422 | 9,582 |
| 取得 | - | - |
| 時の経過による調整額 | 159 | 116 |
| 期末残高 | 9,582 | 9,699 |

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

| | 前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日） | 当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日） |
|--------------|--|--|
| 投資信託事業（基本報酬） | 8,199,234 | 9,178,614 |
| 投資信託事業（成功報酬） | 134,447 | 125,385 |
| 投資顧問事業（基本報酬） | 2,793,161 | 3,192,013 |
| 投資顧問事業（成功報酬） | 3,324,047 | 484,504 |
| 合計 | 14,450,891 | 12,980,517 |

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称又は氏名 | 営業収益 |
|-----------------|-----------|
| 年金積立金管理運用独立行政法人 | 3,413,256 |

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%を占めるものがないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1．関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

該当事項はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 (億円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-------------|----------------|--------|-------------|---------|----------------|-----------------|----------------------|--------------|-------|--------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | 損保ジャパンDC証券株式会社 | 東京都新宿区 | 30 | 確定拠出年金業 | - | 投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託代行手数料の支払 (注1) | 838,690 | 未払手数料 | 218,649 |

| | | | | | | | | | | |
|-------------|--------------------|--------|---|--------------|---|--------------|-------------------|---------|------|---------|
| 同一の親会社を持つ会社 | SOMPOリスクマネジメント株式会社 | 東京都新宿区 | 0 | リスクコンサルティング業 | - | 投資信託等に係る委託調査 | 投資信託等委託調査費の支払(注2) | 180,252 | 未払費用 | 171,632 |
|-------------|--------------------|--------|---|--------------|---|--------------|-------------------|---------|------|---------|

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

注2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 代行手数料の支払いについては、一般的取引条件によっております。

(注2) 委託調査費の支払いについては、一般的取引条件によっております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金（億円） | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|-------------|--------------------|--------|---------|--------------|----------------|-----------------|-------------------|-----------|-------|----------|
| 同一の親会社を持つ会社 | 損保ジャパンDC証券株式会社 | 東京都新宿区 | 30 | 確定拠出年金業 | - | 投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託代行手数料の支払(注1) | 1,002,331 | 未払手数料 | 247,773 |
| 同一の親会社を持つ会社 | SOMPOリスクマネジメント株式会社 | 東京都新宿区 | 0 | リスクコンサルティング業 | - | 投資信託等に係る委託調査 | 投資信託等委託調査費の支払(注2) | 197,617 | 未払費用 | 193,125 |

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

注2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 代行手数料の支払いについては、一般的取引条件によっております。

(注2) 委託調査費の支払いについては、一般的取引条件によっております。

- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等との取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

SOMPOホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

関連会社はありません。

(1株当たり情報)

| | 前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|-----------------|--|--|
| 1株当たり純資産額（円） | 204,748.41 | 261,528.74 |
| 1株当たり当期純利益金額（円） | 61,488.32 | 57,040.22 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|-----------|--|--|
| 当期純利益（千円） | 1,480,946 | 1,373,813 |

| | | |
|------------------|-----------|-----------|
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益（千円） | 1,480,946 | 1,373,813 |
| 期中平均株式数（株） | 24,085 | 24,085 |

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

| | | 第41期中間会計期間 (2025年9月30日) |
|---------------|-------------|----------------------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額（千円） |
| (資産の部) | | |
| 流動資産 | | |
| 1 | 現金・預金 | 2,645,598 |
| 2 | 前払費用 | 111,723 |
| 3 | 未収委託者報酬 | 2,284,118 |
| 4 | 未収運用受託報酬 | 902,879 |
| 5 | その他 | 55,699 |
| | 流動資産合計 | 6,000,018 |
| 固定資産 | | |
| 1 | 有形固定資産 | 88,531 |
| 2 | 無形固定資産 | 4,535 |
| 3 | 投資その他の資産 | |
| | (1) 投資有価証券 | 855,233 |
| | (2) 長期差入保証金 | 173,961 |
| | (3) 繰延税金資産 | 420,437 |
| | (4) その他 | 30 |
| | 投資その他の資産合計 | 1,449,662 |
| | 固定資産合計 | 1,542,729 |
| | 資産合計 | 7,542,747 |

| | | 第41期中間会計期間 (2025年9月30日) |
|----------------|--------------|----------------------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額（千円） |
| (負債の部) | | |
| 流動負債 | | |
| 1 | 預り金 | 15,645 |
| 2 | 未払金 | |
| | (1) 未払手数料 | 680,177 |
| | (2) その他未払金 | 208,658 |
| | 未払金合計 | 888,836 |
| 3 | 未払費用 | 651,031 |
| 4 | 未払法人税等 | 344,930 |
| 5 | 賞与引当金 | 133,834 |
| 6 | 役員賞与引当金 | 4,556 |
| 7 | その他 | 83,550 |
| | 流動負債合計 | 2,122,384 |
| 固定負債 | | |
| 1 | 退職給付引当金 | 292,642 |
| 2 | 資産除去債務 | 9,715 |
| | 固定負債合計 | 302,357 |
| | 負債合計 | 2,424,742 |
| (純資産の部) | | |
| 株主資本 | | |
| 1 | 資本金 | 1,550,000 |
| 2 | 資本剰余金 | |
| | (1) 資本準備金 | 413,280 |
| | 資本剰余金合計 | 413,280 |
| 3 | 利益剰余金 | |
| | (1) その他利益剰余金 | |

| | | |
|----------------|--|-----------|
| 繰越利益剰余金 | | 3,025,451 |
| 利益剰余金合計 | | 3,025,451 |
| 株主資本合計 | | 4,988,731 |
| 評価・換算差額等 | | |
| 1 その他有価証券評価差額金 | | 129,273 |
| 評価・換算差額等合計 | | 129,273 |
| 純資産合計 | | 5,118,005 |
| 負債・純資産合計 | | 7,542,747 |

(2) 中間損益計算書

| 区分 | 注記番号 | 第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) | |
|--------------|------|---|-----------|
| | | 金額(千円) | |
| 営業収益 | | | |
| 1 委託者報酬 | | 4,781,901 | |
| 2 運用受託報酬 | | 1,621,680 | 6,403,581 |
| 営業費用 | | | |
| 1 支払手数料 | | 1,772,340 | |
| 2 広告宣伝費 | | 8,101 | |
| 3 公告費 | | 200 | |
| 4 調査費 | | 1,840,102 | |
| (1) 調査費 | | 854,873 | |
| (2) 委託調査費 | | 982,903 | |
| (3) 図書費 | | 2,326 | |
| 5 営業雑経費 | | 86,811 | |
| (1) 通信費 | | 9,470 | |
| (2) 印刷費 | | 60,680 | |
| (3) 諸会費 | | 16,660 | |
| 一般管理費 | | | 3,707,556 |
| 1 給料 | | 919,961 | |
| (1) 役員報酬 | | 31,514 | |
| (2) 給料・手当 | | 805,628 | |
| (3) 賞与 | | 82,819 | |
| 2 福利厚生費 | | 143,102 | |
| 3 交際費 | | 6,474 | |
| 4 寄付金 | | 200 | |
| 5 旅費交通費 | | 21,076 | |
| 6 法人事業税 | | 30,507 | |
| 7 租税公課 | | 4,243 | |
| 8 不動産賃借料 | | 110,558 | |
| 9 退職給付費用 | | 52,182 | |
| 10 賞与引当金繰入 | | 133,834 | |
| 11 役員賞与引当金繰入 | | 4,556 | |
| 12 固定資産減価償却費 | 1 | 11,551 | |
| 13 諸経費 | | 300,986 | 1,739,235 |
| 営業利益 | | | 956,788 |
| 営業外収益 | | | |
| 1 受取配当金 | | 9,627 | |
| 2 受取利息 | | 1 | |
| 3 有価証券売却益 | | 11,556 | |
| 4 為替差益 | | 419 | |
| 5 雑益 | | 1,135 | 22,740 |
| 営業外費用 | | | |
| 1 有価証券償還損 | | 787 | |
| 2 事務過誤費 | | 1,313 | 2,101 |
| 経常利益 | | | 977,427 |
| 特別損失 | | | |
| 1 固定資産除却損 | | 53 | 53 |
| 税引前中間純利益 | | | 977,374 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 318,077 |
| 法人税等調整額 | | | 17,011 |
| 中間純利益 | | | 676,307 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

第41期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | |
|-----------------------|-----------|---------|---------|---------------------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | |
| 当期首残高 | 1,550,000 | 413,280 | 413,280 | 4,249,144 | 4,249,144 | 6,212,424 |
| 当中間期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | 1,900,000 | 1,900,000 | 1,900,000 |
| 中間純利益 | | | | 676,307 | 676,307 | 676,307 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | - | - | - | 1,223,692 | 1,223,692 | 1,223,692 |
| 当中間期末残高 | 1,550,000 | 413,280 | 413,280 | 3,025,451 | 3,025,451 | 4,988,731 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-----------------------|--------------|------------|-----------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 86,495 | 86,495 | 6,298,919 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 1,900,000 |
| 中間純利益 | | | 676,307 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 42,778 | 42,778 | 42,778 |
| 当中間期変動額合計 | 42,778 | 42,778 | 1,180,914 |
| 当中間期末残高 | 129,273 | 129,273 | 5,118,005 |

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

器具備品 2～20年

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における要支給額を計上しております。

退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法によっております。

5. 収益及び費用の処理方法

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 投資信託事業においては、信託約款に基づきファンドごとの日々の純資産総額に対し信託報酬率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しています。

また、成功報酬型の収益は、信託約款に基づきファンドごとに取り決めていている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しています。

(2) 投資顧問事業においては、投資顧問契約に基づきファンドごとの資産残高に対し報酬料率を乗

じた額を、運用期間に応じて収益として認識しています。

また、成功報酬型の収益は、投資顧問契約に基づきファンドごとに取り決めている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しています。

6. 消費税等の会計処理方法
税抜方式を採用しております。
7. グループ通算制度の適用
グループ通算制度を採用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

| | 第41期中間会計期間 (2025年9月30日) |
|------------------|--|
| 1 有形固定資産の減価償却累計額 | 313,011千円 |
| 2 消費税等の取扱い | 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。 |

（中間損益計算書関係）

| | 第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) |
|---------------------|---|
| 1 減価償却実施額 有形固定資産 | 11,551千円 |

（中間株主資本等変動計算書関係）

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数（株） | 当中間会計期間 増加株式数（株） | 当中間会計期間 減少株式数（株） | 当中間会計期間 末株式数（株） |
|-------|-------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 24,085 | - | - | 24,085 |
| 合計 | 24,085 | - | - | 24,085 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | - | - | - | - |
| 合計 | - | - | - | - |

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

| （決議） | 株式の 種類 | 配当金の総額 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-----------|-------------|--------------|------------|------------|
| 2025年5月29日 取締役会 | 普通 株式 | 1,900,000千円 | 78,887円 | 2025年3月31日 | 2025年5月30日 |

- （2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

（金融商品関係）

第40期中間会計期間（2025年9月30日）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

| | 中間貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------|----------------|---------|----|
| 投資有価証券（2） | 854,483 | 854,483 | - |
| 資産計 | 854,483 | 854,483 | - |

（1）「現金・預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未払金」及び「未払費用」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（2）市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

| 区分 | 中間貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 750 |

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

| | |
|---------|--|
| レベル1の時価 | 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価 |
| レベル2の時価 | 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価 |
| レベル3の時価 | 観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価 |

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

第41期中間会計期間（2025年9月30日）

（単位：千円）

| 区分 | 時価 | | | |
|--------|------|---------|---------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | - | 358,360 | 496,123 | 854,483 |
| 資産計 | - | 358,360 | 496,123 | 854,483 |

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、基準価額によっておりレベル2又はレベル3の時価に分類しております。

(2) 期首残高から中間期末残高への調整表、中間会計期間の損益に記載した評価損益

第41期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

（単位：千円）

| | 投資有価証券 | 合計 |
|--|---------|---------|
| 期首残高 | 449,962 | 449,962 |
| 中間会計期間の損益又は評価・換算差額等 | | |
| 損益の計上 | - | - |
| その他有価証券評価差額金 | 46,161 | 46,161 |
| 購入、売却、発行及び決済 | | |
| 購入 | - | - |
| 売却 | - | - |
| 発行 | - | - |
| 決済 | - | - |
| レベル3の時価への振替 | - | - |
| レベル3の時価からの振替 | - | - |
| 中間期末残高 | 496,123 | 496,123 |
| 中間会計期間の損益に計上した額のうち中間貸借対照表において保有する金融資産又は金融負債の評価損益 | - | - |

(3) 時価の評価プロセスの説明

時価の算定にあたっては、投資信託の基準価額を用いております。

(有価証券関係)

第41期中間会計期間（2025年9月30日）

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

3. その他有価証券

（単位：千円）

| | 種類 | 中間貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------------|---------|----------------|---------|---------|
| 中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | (1) 株式 | - | - | - |
| | (2) 債券 | - | - | - |
| | (3) その他 | 643,742 | 445,708 | 198,034 |
| | 小計 | 643,742 | 445,708 | 198,034 |
| 中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | (1) 株式 | - | - | - |
| | (2) 債券 | - | - | - |
| | (3) その他 | 210,741 | 220,000 | 9,259 |
| | 小計 | 210,741 | 220,000 | 9,259 |
| 合計 | | 854,483 | 665,708 | 188,775 |

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第41期中間会計期間（2025年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

| 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減 | |
|---------------------------|---------|
| 期首残高 | 9,699千円 |
| 時の経過による調整額 | 16千円 |
| 中間期末残高 | 9,715千円 |

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

| | 第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) |
|--------------|---|
| 投資信託事業（基本報酬） | 4,541,203 |
| 投資信託事業（成功報酬） | 240,697 |
| 投資顧問事業（基本報酬） | 1,621,680 |
| 合計 | 6,403,581 |

（セグメント情報等）

セグメント情報

第41期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第41期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で中間損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

| | 第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) |
|--------------|---|
| 1株当たり純資産額 | 212,497.62 円 |
| 1株当たり中間純利益金額 | 28,080.02 円 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) |
|--------------|---|
| 中間純利益 | 676,307 千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | - 千円 |
| 普通株式に係る中間純利益 | 676,307 千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 24,085 株 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリ

バティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称

野村信託銀行株式会社

資本金の額

50,000百万円（2025年3月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

| 名称 | 資本金の額 (単位：百万円) | 事業の内容 |
|---------------|-------------------|---------------------------------|
| あかつき証券株式会社 | 3,067 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 香川証券株式会社 | 555 | |
| 静銀ティーエム証券株式会社 | 3,000 | |
| 南都まほろば証券株式会社 | 3,000 | |
| 百五証券株式会社 | 3,000 | |
| ひろぎん証券株式会社 | 5,000 | |

資本金の額は、2025年3月末現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金及び償還金の交付等を行います。

(2) 販売会社

販売会社として、受益権の募集の取扱い、収益分配金等の支払い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

| 提出年月日 | 提出書類 |
|-------------|-------|
| 2025年12月26日 | 半期報告書 |

独立監査人の監査報告書

2025年6月12日

SOMPOアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小 林 弘 幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSOMPOアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SOMPOアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸

表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

SOMPOアセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 徳 山 勇 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているプロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド2025-03（限定追加型）の2025年3月28日から2026年3月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド2025-03（限定追加型）の2026年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SOMPOアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SOMPOアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月21日

SOMPOアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森重俊寛
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 大場康生
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSOMPOアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SOMPOアセットマネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。